

温室効果ガスの排出削減に係る国の補助事業  
に関する行政評価・監視  
結果に基づく勧告

平成 27 年 3 月

総 務 省



## 前 書 き

地球温暖化問題は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであるとされており、我が国を含め、世界全体として地球温暖化対策に取り組んでいる。

我が国は、平成 17 年（2005 年）に発効した京都議定書により、温室効果ガスの総排出量を 20 年（2008 年）から 24 年（2012 年）までの京都議定書第 1 約束期間に、基準年（原則平成 2 年（1990 年））比で 6%削減することとされた。

これを受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定（平成 20 年 3 月全部改定）され、目標達成に向けた取組が行われるとともに、本計画では政府が講じた施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行うこととされ、毎年の進捗状況の点検に際しては、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において委員の意見を聴取するとされており、これを踏まえ、最終的に内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成される地球温暖化対策推進本部において、その進捗状況が点検されてきた。

京都議定書の 6%削減約束については、「京都議定書目標達成計画」に基づき、国民各界各層が気候変動への取組に最大限の努力を行ったほか、森林吸収源対策と京都メカニズムクレジットを加味することにより、目標を達成することとなる。しかし、平成 22 年度（2010 年度）以降、景気回復、東日本大震災を契機とした火力発電の増加等により温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、中でも、我が国の温室効果ガスの約 9 割を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出量は大きく増加している状況にある。我が国は京都議定書第 2 約束期間には参加しないものの、引き続き、地球温暖化対策に取り組むこととしており、これを着実に推進するためには、増加するエネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出量の削減を効果的かつ効率的に進めることが必要不可欠となっている。

一方で、地球温暖化対策としての事業に対する予算は、環境省の取りまとめによると、「京都議定書 6%削減約束に直接の効果があるもの」とされたものに対し、京都議定書の第 1 約束期間内で計 2 兆 4,025 億円あり、また、平成 25 年度以降は、「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」とされたも

のに対し 3,300 億円強と多額の予算措置がなされている。

しかしながら、これら事業については、同時に他の政策目的を達成する手段として位置付けられているものも多く、「京都議定書目標達成計画」の進捗状況の点検の中で、施策ごとに一定の評価はされているものの、個別事業のCO<sub>2</sub>排出削減効果やその費用対効果については、必ずしも十分に明らかにされていない。

他方で、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する事業に充当する目的で、平成 24 年 10 月から地球温暖化対策税が導入されており、26 年 4 月に続き 28 年 4 月にも税率が引き上げられることから、国民の理解を得るためには、事業効果の発現状況や費用対効果を検証し、より有効性・効率性の高い事業を推進していくことが一層重要となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、地球温暖化対策のうちのエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する事業に着目し、予算額の多くを占める補助事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、費用対効果等の審査状況や事業効果の検証状況、発現状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 目 次

1	本行政評価・監視の実施の背景等	1
2	事業計画の正確性の確保等	4
	(1) 事業計画におけるCO <sub>2</sub> 排出削減効果（見込み）の審査の徹底	4
	(2) 事業計画におけるCO <sub>2</sub> 排出削減効果（見込み）の算定方法の 周知徹底等	6
3	費用対効果の高い事業採択の推進	8
4	的確な効果検証を踏まえた事業の推進	14
	(1) CO <sub>2</sub> 排出削減効果の検証の必要性	14
	(2) CO <sub>2</sub> 排出削減効果の検証の適正化	15
5	CO <sub>2</sub> 排出削減効果の確実な発現	18
6	報告書の提出、台帳の整備等	24



## 1 本行政評価・監視の実施の背景等

我が国は、平成 17 年（2005 年）に発効した京都議定書により、温室効果ガスの総排出量を 20 年（2008 年）から 24 年（2012 年）までの京都議定書第 1 約束期間に、基準年（原則平成 2 年（1990 年））比で 6%削減することとされた。

これを受けて、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定（平成 20 年 3 月全部改定）（注）され、目標達成に向けた取組が行われるとともに、本計画では政府が講じた施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行うこととされ、毎年の進捗状況の点検に際しては、「地球温暖化問題への国内対策に関する関係審議会合同会議」において委員の意見を聴取するとされており、これを踏まえ、最終的に内閣総理大臣及びその他の国務大臣で構成される地球温暖化対策推進本部において、その進捗状況が点検されてきた。

（注）京都議定書の 6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき策定された。京都議定書第 1 約束期間の最終年度である平成 24 年度までの計画となっている。

京都議定書の 6%削減約束については、「京都議定書目標達成計画」に基づき、国民各界各層が気候変動への取組に最大限の努力を行ったほか、森林吸収源対策と京都メカニズムクレジットを加味することにより、基準年比 8.4%の削減となり、目標を達成することとなる。しかし、平成 22 年度（2010 年度）以降、景気回復、東日本大震災を契機とした火力発電の増加等により温室効果ガスの排出量は増加傾向にあり、中でも、我が国の温室効果ガスの約 9 割を占めるエネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出量は大きく増加している状況にある。

我が国は京都議定書第 2 約束期間（平成 25 年（2013 年）から 32 年（2020 年）まで）には参加しないものの、引き続き、地球温暖化対策に取り組むこととしており、これを着実に推進するためには、増加するエネルギー起源 CO<sub>2</sub>の排出量の削減を効果的かつ効率的に進めることが必要不可欠となっている。

なお、気候変動枠組条約の下のカンクン合意（注 1）に基づく我が国の現時

点での平成 32 年度（2020 年度）の温室効果ガス削減目標は、17 年度（2005 年度）比で 3.8%削減するとされているが、この場合もエネルギー起源CO<sub>2</sub>自体は 0.4%増加する見込みとなっている（注 2）。

（注 1）平成 22 年（2010 年）の国際合意。平成 32 年（2020 年）に向けた、先進国は排出削減目標を、途上国は適切な削減行動を、条約事務局に登録し、先進国は隔年報告書を提出して当該目標の進捗状況等を報告し、国際的なレビューを受けることとされている。

（注 2）平成 32 年度（2020 年度）における原子力発電の稼働状況が現時点で見通しが立てられず、同年度における電力の排出係数（注 3）を設定できないため、直近の実績である 24 年度（2012 年度）の排出原単位（注 4）を用いて試算されたものである。なお、この目標は、原子力発電の活用の在り方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標であり、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定することとされている。

（注 3）電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、燃料の燃焼に伴って排出されたCO<sub>2</sub>量(t-CO<sub>2</sub>)を、当該事業者が供給した電力量(kwh)で除して算出したもの(t-CO<sub>2</sub>/kwh)

（注 4）ある経済活動の量 1 単位当たりで排出されるCO<sub>2</sub>の排出量

一方で、地球温暖化対策としての事業については、環境省が、各府省の協力を得て、毎年、関係予算を取りまとめて公表している。これによると、「京都議定書 6%削減約束に直接の効果があるもの」とされたものに対し、京都議定書の第 1 約束期間内で計 2 兆 4,025 億円の予算措置がされ、また、同期間後は、この区分が「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」(注)に変更され、平成 25 年度予算で 3,309 億円、26 年度予算で 3,385 億円と多額の予算措置がなされている。

（注）「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」は、「A分類」とされ、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策に該当するもので、平成 32 年（2020 年）までに効果を発揮する対策・施策が該当するとされている。

これら事業については、同時に他の政策目的を達成する手段として位置付けられているものも多く、「京都議定書目標達成計画」の進捗状況の点検の中で、施策ごとに一定の評価はされているものの、個別事業のCO<sub>2</sub>排出削減効果やその費用対効果については、必ずしも十分に明らかにされていない。

他方で、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する事業に充当する目的で、平成24年10月から地球温暖化対策税が導入されており、26年4月に続き28年4月にも税率が引き上げられることから、国民の理解を得るためには、事業効果の発現状況や費用対効果を検証し、より有効性・効率性の高い事業を推進することが一層重要となってきた。

以上のような状況を踏まえ、本行政評価・監視では、地球温暖化対策のうち、平成25年度予算でA分類とされたエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する事業（65事業、1,676億円）に着目し、予算額でその9割を占める補助事業（29事業、1,546億円）から25年度新規事業等を除く18事業（1,117億円）（注）について、有効性、効率性及び合規性の観点から、費用対効果等の審査状況や事業効果の検証状況、発現状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

（注）環境省6事業、経済産業省（資源エネルギー庁）8事業、国土交通省3事業、農林水産省1事業

## 2 事業計画の正確性の確保等

補助金の交付を受けようとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 5 条の規定、補助金交付主体の各省等が定める交付要綱等（交付要綱のほか、実施要領、公募説明会資料、事務連絡等の関係する文書を含む。以下同じ。）の定めに基づき、補助金を受けて行う事業の目的や内容等を記載した申請書に、事業の効果を記載した事業計画書等を添付して、交付申請を行うこととされている。

各省等は、当該申請があったときは書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、速やかに交付決定等を行わなければならない（補助金適正化法第 6 条）。

事業の効果としてのCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）については、これが補助事業の目的の達成状況を確認する上で、重要な指標となることから、適切に算定し、事業計画に記載する必要がある。

しかしながら、以下のとおり、事業計画に記載されたCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）が適切に算定されていないのに訂正されず、そのまま採択されている事例等がみられた。

### (1) 事業計画におけるCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）の審査の徹底

調査対象 18 事業のうち 2 事業（環境省）（注）において、以下のとおり、申請時の事業計画に記載されたCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）が誤っているにもかかわらず、補助金交付主体の都道府県及び同省が、その算定根拠の提出を求めているなどのため、効果が 3 倍程度過大となっているものなどが訂正されず、そのまま採択されている事例がみられた。

（注）環境省の 2 事業は、①「再生可能エネルギー等導入推進基金事業及び地域グリーンニューディール基金事業（平成 23 年度限りで廃止）」及び②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成 25 年度限りで廃止）である。

なお、上記の環境省の「地域グリーンニューディール基金事業」及び②の事業は、平成 26 年度現在実施されていないが、同省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」は、「地域グリーンニューディール基金事業」と同じく、グリーンニューディール基金制度を活用し、これらと同様の設備の導入に補助を行うことができる。これらの事業は、

CO<sub>2</sub>排出削減を目的としているが、それ以外に防災、雇用創出、先進技術の導入等、他の異なる目的をそれぞれ有しており、また、②の事業と「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」では、補助率も相違している。

① 算定の前提となる事実関係が誤っているものとして、次のような例が1事業で3事例みられた。

○ 「地域グリーンニューディール基金事業」において、事業計画では、県の研究施設にヒートポンプ式空調システムを導入し、A重油を削減することでCO<sub>2</sub>を削減するとしていたが、導入前の実際の使用燃料はA重油ではなく灯油であり、CO<sub>2</sub>排出削減効果が約3倍過大となっていた。

② 補助事業の効果ではないものを含めて算定しているものが1事業で1事例みられた。

○ 「地域グリーンニューディール基金事業」において、太陽光発電設備によるCO<sub>2</sub>排出削減効果に、他の補助事業による効果を含めており、効果が約2倍過大となっていた。

③ 明らかな計算誤りによるものとして、次のような例が2事業で7事例みられた。

i) 「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」において、事業計画では、県全体で約4,000t-CO<sub>2</sub>/年の削減効果が見込まれるとしていたが、これは、発電量(kwh)と出力(kw)を取り違えて算定する等の誤りにより、本来の約5,600t-CO<sub>2</sub>/年よりも効果が約1,600t-CO<sub>2</sub>/年過小となっていた。

ii) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、LED照明及び太陽光発電を導入する事業のCO<sub>2</sub>排出削減効果について、単位変換(wからkw)の誤り等により、効果が約2倍過大となっていた。

## (2) 事業計画におけるCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）の算定方法の周知徹底等

調査対象 18 事業のうち 3 事業（環境省 2 事業、国土交通省 1 事業）（注）において、以下のとおり、補助事業者に示しているCO<sub>2</sub>排出削減効果（見込み）の算定方法に適切でない点があるため申請時の事業計画が実態に合わない不適切なものとなっている事例や、費用対効果の計算が不正確なものとなっている事例がみられた。

（注）環境省の 2 事業は、①「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」及び②「温泉エネルギー活用加速化事業」である。国土交通省の 1 事業は、③「モーダルシフト等推進事業」である。

ア 環境省の 2 事業では、補助事業者に対して、同省作成の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」（平成 24 年 7 月）により、CO<sub>2</sub>排出削減量を算定するよう求めている。しかし、同ガイドブックは予算要求の検討段階で活用することを主目的に作成されているため、補助事業で活用する際は、事業の実態に合わせ適宜変更を加えることが必要であるが、そのことを交付要綱等により補助事業者に対して十分に周知していないため、次の例のように、CO<sub>2</sub>排出削減効果が 1 割程度過小となるなど実態に合わない結果となる事例がみられた。

○ 「温泉エネルギー活用加速化事業」において、コージェネレーション設備を導入する事業者が、消費電力減によるCO<sub>2</sub>排出削減量を算定する際、同ガイドブックに示されたとおり電気の排出係数を全国一律の数値で用いたため、実態に即した地域別の排出係数により算定したものよりCO<sub>2</sub>排出削減効果が 1 割程度過小となっていた。

イ 国土交通省の「モーダルシフト等推進事業」の補助対象期間は、事業者が補助を受けようとする貨物の輸送期間であるため、補助事業者により区々である。

そのため、同省は、申請案件の補助効果を一律に比較する観点から、補助事業者には、それぞれの補助対象期間の貨物量を年換算して計算し

たCO<sub>2</sub>排出削減量を事業計画書に記載させている。

そして、案件を採択する際には、補助対象期間に応じた補助金申請額と年換算した上記のCO<sub>2</sub>排出削減量とを対比した数値を費用対効果とし、これを審査事項の一つとしている。

しかし、年間を通じた輸送を予定していない貨物の場合には、この算定方法では費用と効果の期間が異なっており、費用対効果の算定方法としては適切ではない。

### 【所見】

したがって、環境省及び国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する同種類似の事業を行う場合も同様である。

- ① 環境省は、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」について、都道府県に対し、申請者の事業計画について根拠資料を確認するなど、より厳格に審査するよう、交付要綱等に明示して指導すること。
- ② 環境省は、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」によりCO<sub>2</sub>排出削減量を算定するよう補助事業者に求めるときは、補助事業の実態に応じた算定がなされるよう、その算定方法を交付要綱等に明示して、補助事業者へ周知を図ること。
- ③ 国土交通省は、「モーダルシフト等推進事業」について、年間を通じた輸送を予定していない貨物の場合には、費用と効果の期間を一致させるよう、費用対効果の算定方法を設定すること。

### 3 費用対効果の高い事業採択の推進

各省等は、補助金に係る予算の執行に当たっては、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされている（補助金適正化法第3条第1項）。

また、「京都議定書目標達成計画」では、経済的手法については、効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であり、財政的支援に当たっては、費用対効果に配慮しつつ、予算の効率的な活用等に努めるとされている。

政府は、今後、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「地球温暖化対策計画」を策定する予定であるが、これを策定するまでの間も、「京都議定書目標達成計画」に掲げられたものと同様以上の取組を地方公共団体等に求め、その取組を引き続き支援することで取組の加速を図ることとしている。

調査対象 18 事業の申請案件の採択時（間接補助の申請案件の採択時を含む。）におけるCO<sub>2</sub>排出削減又はCO<sub>2</sub>排出削減に換算できる省エネルギーなどの費用対効果（以下「CO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果」という。）に関する審査の状況は、以下のとおりである。

- i 交付要綱等にCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することを明記し、申請案件に係る費用対効果の最低基準（例えば、CO<sub>2</sub>排出削減費用が1トン当たり1万円を超える案件は不採択）を用いているもの2事業（環境省1事業、国土交通省1事業）（注1）
- ii 交付要綱等でCO<sub>2</sub>排出削減効果が相当程度見込まれる設備等をあらかじめ具体的に限定するとともに、補助金の上限額を設定することなどにより、一定以上のCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を確保しているもの5事業（環境省2事業、経済産業省1事業、国土交通省2事業）（注2）
- iii 交付要綱等にCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することを明記し、費用対効果の高い順位から案件を採択しているもの2事業（経済産業省）（注3）

また、技術の先進性といった他の審査結果と費用対効果の順位を併せて

検討した上で案件を採択しているもの3事業（経済産業省）（注4）

iv 交付要綱等にCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することが明記されていないもの3事業（環境省2事業、農林水産省1事業）（注5）

また、補助金交付主体の国が定める実施要領ではCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することとされているが、間接補助金交付主体の都道府県の一部で費用対効果に関する審査項目を具体的に定めていないもの1事業（環境省）（注6）

（注1）環境省の1事業は、「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（あらかじめ指定する設備類型以外の場合）であり、平成25年度限りで廃止されている。国土交通省の1事業は、「モーダルシフト等推進事業」であり、費用対効果は評価指標の一つとして用いられている。

（注2）環境省の2事業は、①「家庭・事業者向けエコリース促進事業」及び②「特殊自動車における低炭素化促進事業」（平成26年度限りで廃止）である。経済産業省の1事業は、③「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」である。国土交通省の2事業は、④「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」及び⑤「環境対応車普及促進対策」である。

（注3）経済産業省の2事業は、①「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（天然ガス分）」及び②「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）」である。

（注4）経済産業省の3事業は、①「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）」、②「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金」及び③「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」である。

（注5）環境省の2事業は、①「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」及び②「温泉エネルギー活用加速化事業」である。農林水産省の1事業は、③「バイオ燃料生産拠点確立事業」（平成26年度限りで廃止）である。

（注6）環境省の1事業は、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」である。

（注7）調査対象18事業には、上記事業のほか、環境省の①「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（あらかじめ指定する設備類型）、経済産業省の②「中小水力・地熱発電開発費等補助金」及び③「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」があるが、①は平成25年度限りで廃止され、②は既採択分の継続事業等に限定された補助金であり、③は省エネの診断のみを行う事業であり直接にエネルギー使用の削減を図るものではない。

上記のうち、iii及びivのCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果に関する審査の結果をみたところ、次のような問題が認められた。

- ① 交付要綱等にCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することが明記されていないもの等4事業（上記iv）では、費用対効果の基準がないまま、案件が採択されている状況がみられた（注）。また、当該4事業のうち、廃止される1事業を除く3事業について、当省で費用対効果の試算を行ったところ、次のa及びbの状況がみられた。

（注）4事業のうち、農林水産省の1事業「バイオ燃料生産拠点確立事業」は、平成26年度の採択を最後に廃止される。

- a このうち2事業（「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」及び「温泉エネルギー活用加速化事業」）についてみると、表1のとおり、同一事業であっても案件によってCO<sub>2</sub>削減コスト（円/t-CO<sub>2</sub>）に相当の開きがあり、波及効果や副次的効果を除く直接的なCO<sub>2</sub>排出削減の費用対効果でみた場合には、コスト高の案件が採択されている。

なお、環境省の「温泉エネルギー活用加速化事業」は、平成26年度から、温泉発電設備以外の設備について、CO<sub>2</sub>排出削減の費用対効果の順位付けを案件の採択に活用する改善措置を講じている。

表1 該当事業におけるCO<sub>2</sub>削減コスト

事業名	事業者数	CO <sub>2</sub> 削減コスト（円/t-CO <sub>2</sub> ）			
		最小	最大	倍率	中央値
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	12	110	82,020	746	4,478
		330	164,040	497	17,393
温泉エネルギー活用加速化事業	8	533	17,873	34	1,965
		1,066	53,619	50	5,894

（注）1 「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」は平成20年度～24年度、「温泉エネルギー活用加速化事業」は22年度～23年度の補助事業者のデータである。

2 CO<sub>2</sub>削減コストは、補助事業者のデータからCO<sub>2</sub>排出削減量を把握できたもの（当省の試算を含む。）を用いて、次の式により算定した。なお、導入設備の耐用年数の期間、同一の効果があると仮定した。

上段：国庫補助額（確定額）[円] ÷ CO<sub>2</sub>排出削減量[t-CO<sub>2</sub>/年] ÷ 耐用年数[年]

下段：補助対象経費（確定額）[円] ÷ CO<sub>2</sub>排出削減量[t-CO<sub>2</sub>/年] ÷ 耐用年数[年]

b 次に、環境省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」については、上記ivのとおり、国の実施要領では、「発電量等の単位当たりの価格の妥当性を精査すること」とされているが、基金を造成し間接補助金を交付する都道府県の交付要綱等をみると、調査対象6道県（北海道、宮城県、栃木県、兵庫県、徳島県及び熊本県）のうち、1県（栃木県）は発電量等に応じた間接補助金の交付上限額を規定しているものの、残る5道県は費用対効果に関する審査項目を具体的に定めていない。

また、5道県の採択案件のCO<sub>2</sub>削減コストをみると、表2のとおりであり、上記aと同様の状況がみられた。

表2 該当事業におけるCO<sub>2</sub>削減コスト

事業名	事業者数	CO <sub>2</sub> 削減コスト（円/t-CO <sub>2</sub> ）			
		最小	最大	倍率	中央値
再生可能エネルギー等導入推進基金事業	12	132,593 132,593	2,351,950 2,351,950	18 18	221,314 233,000

(注) 1 平成24年度の各道県の補助事業者のデータを用いた。

2 CO<sub>2</sub>削減コストの算定方法は、表1と同じ。

② 交付要綱等にCO<sub>2</sub>排出削減等の費用対効果を審査することを明記し、費用対効果を案件の採択に活用している事業（上記iii）であっても、表3のとおり、審査対象とされている省エネルギー量等の費用対効果、CO<sub>2</sub>削減コスト（当省が当該省エネルギー量等からCO<sub>2</sub>排出削減量に換算して試算。円/t-CO<sub>2</sub>）のいずれでみても、案件によって相当の開きがあり、波及効果や副次的効果を除く直接的な省エネルギー量等やCO<sub>2</sub>排出削減量の費用対効果でみた場合には、コスト高の案件が採択されている。

なお、上記iiiのうち経済産業省の「エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）」は、平成26年度から、申請要件として費用対効果の最低基準を設定し、費用対効果及び他の申請要件が一定未満のものは申請を受け付けないこととしている。

表3 該当事業における費用対効果

事業名	事業者数	費用対効果 (単位当たりコスト)		最小	最大	倍率	中央値
エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(天然ガス分)	599	CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	各省等算定	2,716	1,327,462	489	39,879
		CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	総務省試算	194 582	88,497 265,492	456 456	3,256 9,769
エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)	63	CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	各省等算定	12,004	105,556	9	50,435
		CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	総務省試算	850 2,549	11,098 33,295	13 13	4,609 13,828
住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金	57	一次エネルギー削減量 (円/GJ)	各省等算定	7,098	65,276	9	21,285
		CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	総務省試算	2,300 6,901	42,311 63,467	18 9	7,448 20,696
再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	14	熱利用単価 (円/GJ)	各省等算定	790	28,260	36	7,060
		CO <sub>2</sub> 削減量 (円/t-CO <sub>2</sub> )	総務省試算	3,409 9,055	62,664 187,992	18 21	28,388 61,559

(注) 1 「エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(天然ガス分)」は平成22年度～23年度、「エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)」は23年度、「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金」は24年度、「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」は23年度の補助事業者のデータである。

2 「費用対効果」欄に「総務省試算」とある「CO<sub>2</sub>削減量(円/t-CO<sub>2</sub>)」の算定方法は、表1と同じ。

3 「費用対効果」欄に「各省等算定」とあるものは、各省(各執行団体)が各事業において審査対象としている費用対効果である。

なお、このうち「CO<sub>2</sub>削減量(円/t-CO<sub>2</sub>)」及び「一次エネルギー削減量(円/GJ)」は、その算定上、耐用年数は考慮されておらず、「熱利用単価(円/GJ)」は、その算定上、耐用年数が考慮されている。

4 「一次エネルギー削減量(円/GJ)」とは、補助対象経費を、補助事業により実施される電気、ガス等の省エネルギー量(電気等に転換される前のエネルギー(一次エネルギー)量に換算)の合計により除したものである。

5 「熱利用単価(円/GJ)」とは、補助事業により整備する施設の1年間の整備費、運転費等を、当該施設が1年間に供給する再生可能エネルギー熱の熱量により除したものである。

## 【所見】

したがって、環境省及び経済産業省は、地球温暖化対策関係予算のA分類に該当する以下の補助事業について、次の措置を講ずる必要がある。

なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する同種類似の事業を行う場合も同様である。

① 環境省は、次の補助事業について、交付要綱等に、CO<sub>2</sub>排出削減等に関する費用対効果を審査することを明記するとともに、申請案件の費用対効果に開きが生じている原因を分析した上で、他の目的も踏まえつつ、事業の費用対効果を向上させる措置を講ずること。

- ・ 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業
- ・ 温泉エネルギー活用加速化事業

また、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」について、都道府県に対し、上記と同様の指導を行うこと。

② 経済産業省は、次の補助事業について、申請案件の費用対効果に開きが生じている原因を分析した上で、他の目的も踏まえつつ、事業の費用対効果を向上させる措置を講ずること。

- ・ エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（天然ガス分）
- ・ エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
- ・ 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
- ・ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金

## 4 的確な効果検証を踏まえた事業の推進

調査対象 18 事業は、CO<sub>2</sub>排出削減以外の他の政策目的を達成すると同時にCO<sub>2</sub>排出削減を図るものもあるが、前記項目 1 のとおり、地球温暖化対策事業としては、「2020 年までに温室効果ガス削減に効果があるもの」に該当し、交付要綱等において、地球温暖化対策が目的に掲げられるなど、事業を実施することにより、CO<sub>2</sub>の排出削減が確実に進むことが期待されている。

しかしながら、以下のとおり、CO<sub>2</sub>排出削減については効果検証が行われていないものや、CO<sub>2</sub>排出削減量が不正確で的確な効果検証が行われていないものがみられた。

### (1) CO<sub>2</sub>排出削減効果の検証の必要性

調査対象 18 事業のうち 6 事業（経済産業省 4 事業、国土交通省 2 事業）(注)において、CO<sub>2</sub>排出削減量が把握されておらず、CO<sub>2</sub>排出削減については効果検証が行われていない状況がみられた。

(注)経済産業省の 4 事業は、①「エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)」、②「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」、③「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」及び④「中小水力・地熱発電開発費等補助金」である。国土交通省の 2 事業は、⑤「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」及び⑥「環境対応車普及促進対策」である。

その理由について、各省は、当該補助事業にCO<sub>2</sub>排出量を低減する効果があることは明らかであり、CO<sub>2</sub>排出削減量を把握する必要性が乏しい等としているが、前述のとおり、各事業は、地球温暖化対策としては、平成 32 年（2020 年）までに効果を発揮することが期待されて実施されていることから、CO<sub>2</sub>排出削減効果がどの程度発揮されているかについても検証することが重要である。

なお、上記 6 事業のうち 3 事業（経済産業省 1 事業、国土交通省 2 事業）(注)は、いずれも車両の導入補助事業で、CO<sub>2</sub>排出削減効果や、CO<sub>2</sub>

排出削減効果に換算可能な効果による検証は行われていない。

(注) 経済産業省の1事業は、上記②の事業である。国土交通省の2事業は、上記⑤及び⑥の事業である。ただし、経済産業省の上記②の事業については、電気自動車に限り、CO<sub>2</sub>排出削減量が公表されている。

また、残りの3事業（経済産業省）(注)では、CO<sub>2</sub>排出削減の効果検証は行われていないが、他の政策目的（省エネルギーの推進等）についてはエネルギー削減実績等を把握し効果を検証しており、それらを基に、CO<sub>2</sub>排出削減効果を試算することが可能であると考えられる。

(注) 経済産業省の3事業は、上記①、③及び④の事業である。

## (2) CO<sub>2</sub>排出削減効果の検証の適正化

調査対象18事業のうち、上記(1)の6事業以外の12事業について、CO<sub>2</sub>排出削減量に係るデータの正確性を調査したところ、4事業（環境省3事業、国土交通省1事業）(注)において、以下のとおり、補助金交付主体の都道府県及び各省が、CO<sub>2</sub>排出削減実績の算定根拠の提出を求めているため、効果が10倍程度過大となっているなどの誤ったデータが訂正されていない事例がみられた。

こうした事例にあっては、不正確なデータに基づきCO<sub>2</sub>排出削減効果の検証が行われることとなるため、誤った検証結果が得られることとなる。

(注) 環境省の3事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成23年度限りで廃止）、②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成25年度限りで廃止）及び③「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」である。国土交通省の1事業は、④「モーダルシフト等推進事業」である。

なお、上記の環境省の①及び②の事業は、平成26年度現在実施されていないが、同省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」は、「地域グリーンニューディール基金事業」と同じく、グリーンニューディール基金制度を活用し、これらと同様の設備の導入に補助を行うことができる。これらの事業は、CO<sub>2</sub>排出削減を目的としているが、それ以外に防災、雇用創出、先進技術の導入等、他の異なる目的をそれぞれ有しており、また、②の事業と「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」では、補助率も相違している。また、環境省の①及び②の事業は、現在実施されていないが、少なくとも平成28年度まで、採択案件の稼働実績についてフォローアップを行い、事業効果の発現状況の

確認及び検証を行うことになっている。

- ① 算定の前提となる事実関係が誤っているものとして、次のような例が4事業で9事例みられた。
  - i) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、市営斎場に、従来の照明に替えLED照明を導入した事業の実績について、交換した照明の基数が実際は少なく、効果が約7倍過大となっていた。
  - ii) 「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」において、町営施設に、ヒートポンプを導入した事業の効果について、実績値が把握可能であるにもかかわらず、推計値を報告しており、効果が約4倍過大となっていた。
- ② 補助事業の効果ではないものを含めて算定しているものとして、次のような例が2事業で4事例みられた。
  - 「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」において、廃棄物燃料を製造する設備の事業効果に、補助金で整備した設備以外の効果も含めており、効果が約3倍過大となっていた。
- ③ 明らかな計算誤りによるものとして、次のような例が4事業で15事例みられた。
  - i) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、遮熱塗装等によるCO<sub>2</sub>排出削減効果について、重量の単位変換（kgからt）時に計算を誤り、効果が約10倍過大となっていた。
  - ii) 「モーダルシフト等推進事業」において、トラック輸送から鉄道輸送に転換したが、その効果を実績ではなく計画時の貨物量を基に算定しており、効果が過大又は過小となっていた。

## 【所見】

したがって、環境省、経済産業省及び国土交通省は、以下の措置を講ずる必要がある。

なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する同種類似の事業を行う場合も同様である。

① 今後、次の補助事業について、CO<sub>2</sub>排出削減効果を定量的に把握し、検証すること。

- ・ クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（経済産業省）
- ・ 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進（国土交通省）
- ・ 環境対応車普及促進対策（国土交通省）

また、経済産業省は、今後、次の補助事業について、従前から把握することとしているエネルギー削減実績等のCO<sub>2</sub>排出削減効果に換算できるデータを基に試算し、CO<sub>2</sub>排出削減効果についても明らかにすること。

- ・ エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）
- ・ 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金
- ・ 中小水力・地熱発電開発費等補助金

② 今後、次の補助事業で採択した案件の効果の検証の際に、CO<sub>2</sub>排出削減実績に係るデータの正確性について厳格に確認すること。

- ・ 地域グリーンニューディール基金事業（環境省）
- ・ 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（環境省）
- ・ 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（環境省）
- ・ モーダルシフト等推進事業（国土交通省）

また、環境省は、都道府県に対し、今後、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」で採択した案件の効果の検証の際に、CO<sub>2</sub>排出削減実績に係るデータの正確性について厳格に確認するよう、当該事業の交付要綱等に明示して指導すること。

## 5 CO<sub>2</sub>排出削減効果の確実な発現

調査対象 18 事業のうち 4 事業（環境省 3 事業、国土交通省 1 事業）（注）において、採択案件の中で、以下のとおり、計画どおりにCO<sub>2</sub>排出削減効果が発現していない事例等がみられた。

（注）環境省の 3 事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成 23 年度限りで廃止）、②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成 25 年度限りで廃止）及び③「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」である。国土交通省の 1 事業は、④「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」である。

① 事業計画段階の想定からの状況の変化、設備の不具合等により、大半の補助事業者で計画どおりにCO<sub>2</sub>排出削減効果が発現していないもの

○ 「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」（環境省）

本事業では、廃棄物分野におけるCO<sub>2</sub>排出削減を目的に、廃棄物処理の焼却熱を利用した発電設備の導入や化石燃料に代替する廃棄物燃料を製造する設備などの導入に対して補助金を交付している。

今回、平成 20 年度から 24 年度までに採択された全 15 補助事業者のうち、施設整備が完了している 12 補助事業者の 16 設備を対象に 25 年度までの状況を調査したところ、次表のとおり、事業計画段階の想定からの状況の変化（原料調達量の不足等）、設備の不具合等により、全ての設備において計画どおりの発電量や燃料製造量等が得られていない状況がみられ、このうち 1 設備は処分済み（補助金返還済み）、4 設備は稼働を停止していた（注 1）。

そのため、CO<sub>2</sub>排出削減効果も 1 設備を除き計画どおりには発現していない（注 2）。

（注 1）平成 26 年度において、当該 4 設備のうち 2 設備が既に稼働を開始又は再開しており、残る 2 設備についても、同年度中に稼働再開の予定としている。

（注 2）当該 1 設備については、CO<sub>2</sub>排出削減量の計画達成率が 121%となっているが、これは、その算定に用いる電気のCO<sub>2</sub>排出係数が、東日本大震災に伴う火力発電の増加で大きくなったことによるものであり、発電量の計画達成率は約 64%である。

表 平成 25 年度における 16 設備の計画達成率 (単位:設備)

	10%未満	10~30%未満	30~50%未満	50~70%未満	70~90%未満	90%以上
該当数	7	1	2	4	2	0
停止等	4	1	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、各設備の種類に応じて、CO<sub>2</sub>排出削減に資する発電量、燃料製造量又は熱利用量のいずれかを指標として、計画に対する平成 25 年度の実績を基に、当省が作成した。
- 2 同一の案件で、固体燃料の製造設備と液体燃料の製造設備を導入するなど、複数の設備を導入している場合、「該当数」欄には設備ごとに計上している。
- 3 「停止等」は、平成 26 年 3 月までの当省の実地調査時点で、設備が稼働していないもの又は処分済みのもの。なお、処分済みの 1 設備を除き、平成 26 年度において、2 設備が既に稼働を開始又は再開しており、残る 2 設備についても、同年度中に稼働再開の予定としている。

本事業の実施要領では、採択要件の一つとして「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」とされており、このため、環境省では、平成 23 年度から、外部有識者で構成される技術審査委員会を開催して、申請のあった事業計画の内容を審査し、効果の高い案件を採択するようにしている。しかし、同年度以降に採択された 2 補助事業者の 4 設備をみても、平成 25 年度において、1 設備が未稼働、3 設備は熱利用量又は発電量の計画達成率が、それぞれ約 7%、約 47%及び約 64%にとどまっている(注)。

(注) 未稼働の 1 設備は、平成 26 年度から稼働を開始している。また、発電量の計画達成率が約 64%の設備については、前ページの「(注 2)」参照

一方、設備の種類に着目すると、16 設備のうち、廃棄物燃料製造設備の 3 設備中 2 設備が、設備の不具合、原料調達量の不足等により稼働を停止していた(注)。

また、汚泥、食品残さ等を原材料とするバイオマス燃料製造設備の 2 設備は、機器の故障、原料調達量の不足により、燃料製造量の計画達成率が 0%及び約 3%にとどまっている。

さらに、発電設備と併せて導入された廃棄物の焼却熱を利用する3設備も、廃棄物の処理量が見込みに達しなかったこと等により、熱利用量の計画達成率が、それぞれ約7%、約33%及び約47%にとどまっている。

(注) 当該2設備については、平成26年度中に稼働再開の予定としており、残る1設備については、補助事業者が、解散により事業を停止し、財産処分の手続を終えている。

② 効果発現の前提条件（原料の品質確保等）の調査が不十分で、計画どおりにCO<sub>2</sub>排出削減効果が発現していないもの

調査対象18事業のうち2事業（環境省）（注）において、設備導入2年目又は3年目に当たる平成24年度の実績をみると、以下のとおり、高効率ヒートポンプ設備、木質バイオマスボイラー、バイオディーゼル精製設備又はバイオガスマイクロコージェネレーション設備を導入する補助事業者の事業計画について、効果発現の前提条件となる事実関係に係る基礎的な調査が不十分なため、採択案件の中でCO<sub>2</sub>排出削減効果が計画どおりに発現していない事例がみられた。

(注) 環境省の2事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成23年度限りで廃止）及び②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成25年度限りで廃止）である。

なお、上記の環境省の①及び②の事業は、平成26年度現在実施されていないが、同省の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」は、「地域グリーンニューディール基金事業」と同じく、グリーンニューディール基金制度を活用し、これらと同様の設備の導入に補助を行うことができる。これらの事業は、CO<sub>2</sub>排出削減を目的としているが、それ以外に防災、雇用創出、先進技術の導入等、他の異なる目的をそれぞれ有しており、また、②の事業と「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」では、補助率も相違している。

- i) 「地域グリーンニューディール基金事業」において、温浴施設に高効率ヒートポンプを導入し、夜間に1回80 m<sup>3</sup>の貯湯槽を加熱・蓄熱する計画であったが、元々、日量80 m<sup>3</sup>以上を使用する日もあり、複数回の加熱・蓄熱が必要であったため、結局、既設のA重油ボイラーも使用せざるを得ず、CO<sub>2</sub>排出削減効果は計画の16.8%にとどまった。

ii) 「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」において、以下の事例がみられた。

a 木質バイオマスボイラーを導入し、化石燃料ボイラーの燃料使用量を削減する計画であったが、原料の木質バイオマスが想定より水分を含み、燃焼効率が悪かったことなどを原因として、化石燃料ボイラーの燃料使用量の削減が計画どおりに図られず、CO<sub>2</sub>排出削減効果が計画の27.4%にとどまった。

b 廃食油からバイオディーゼルを精製する設備を導入し、消防自動車等の軽油に代替することでCO<sub>2</sub>を削減する計画であったが、先に利用した給食配送車でエンジントラブルがあったため、これを懸念して緊急車両である消防自動車には全く利用されず、CO<sub>2</sub>排出削減効果は計画の43.4%にとどまった。

なお、従前より、国土交通省等において、バイオディーゼル利用によるエンジントラブルについては、注意喚起がされていた。

c バイオガスマイクロコージェネレーション設備を導入し、既設のバイオガスプラントから日量200 m<sup>3</sup>のメタンガスの供給を受けて発電等を行う計画であったが、同プラントにおいて、発酵槽の老朽化等により原材料のバイオガスの発生量が減少したことなどから、メタンガスが計画どおりに供給されず、発電量は計画の32.3%、CO<sub>2</sub>排出削減効果は計画の28.7%にとどまった。

③ 補助事業者間で実績に大きな差がみられ、事業の実効性の確保を図るべきもの

○「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」(国土交通省)

本事業は、観光地等において電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事業を行う者に、購入する

電気自動車（事業用のトラック、バス又はタクシーに使用する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）の経費の一部を補助する事業であり、事業計画書を選定委員会で審査・評価し、採択事業が決定されている。

今回、平成 23 年度及び 24 年度に電気自動車を導入した 7 補助事業者について、導入後 1 年間の稼働実績を調査したところ、次のような状況がみられた。

電気自動車を観光タクシーとして使用し、電気自動車をアピールするとして採択された 2 補助事業者について、当省が各々の導入後 1 年間の稼働実績を調査したところ、一方の事業者の稼働日数は 253 日、走行距離は 14,625km であるのに対し、もう一方の事業者は、電気自動車の一充電当たりの走行距離が短く、売上げを伸ばすことができないとのことから、稼働日数は 6 日、走行距離は 351km であり、事業者間で実績に大きな差がみられた。

国土交通省は、電気自動車を初めて導入する事業者にとって、具体的な運行予定の想定が困難であることから、本事業の事業計画認定等要領において、導入する電気自動車に係る具体的な運行予定を事業計画書に記載することとはしていない。一方で、調査対象の事業者から、運行予定の作成のために必要な情報提供が十分であったとの意見はみられなかった。また、導入車両の実績報告は車両の登録日から 30 日以内となっている。

## 【所見】

したがって、環境省及び国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減に資する同種類似の事業を行う場合も同様である。

- ① 環境省は、「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」について、今後、稼働状況について適切にフォローアップを行い、CO<sub>2</sub> 排出削減効果を継続的に評価するとともに、必要に応じて改善について指示すること。特に、廃棄物燃料製造設備、汚泥等を原材料とするバイオマス燃料製造設備及び廃棄

物の焼却熱を利用する設備等に対する補助については、計画の達成に至っていない原因を分析した上で、CO<sub>2</sub>排出削減効果が確実に発現されるよう、再発防止策を講ずること。

- ② 環境省は、都道府県等に対し、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」の採択時の審査基準に、高効率ヒートポンプ設備、木質バイオマスボイラー、バイオディーゼル精製設備又はバイオガスマイクロコージェネレーション設備の導入案件の場合は、効果発現の前提条件となる事実関係に係る基礎的な調査を十分行う旨を明記するよう、指導すること。
- ③ 国土交通省は、「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」について、補助事業者に対し、運行予定の作成に必要な情報を提供するとともに、事業計画書に運行予定を記載できるよう、要領を見直すこと。また、当該事業の完了後も適切にフォローアップを行うことにより、当該事業の実効性の確保を図ること。

## 6 報告書の提出、台帳の整備等

補助事業者は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に事業を行うように努めなければならないとされている（補助金適正化法第3条第2項）。

また、補助事業者は、法令の定め、補助金の交付の決定の内容、条件（交付要綱等に従う旨の条件）等に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならないとされている（補助金適正化法第11条）。

しかしながら、調査対象18事業のうち8事業（環境省5事業、国土交通省3事業）（注）において、以下のとおり、補助事業者が交付要綱等の規定を十分理解しておらず、また、補助金交付主体の各省の指導及び確認が十分でないことから、交付要綱等が遵守されず、各種報告書が未提出、必要な台帳が未整備等の事例がみられた。

（注）環境省の5事業は、①「地域グリーンニューディール基金事業」（平成23年度限りで廃止）、②「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（平成25年度限りで廃止）、③「特殊自動車における低炭素化促進事業」（平成26年度限りで廃止）、④「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業」及び⑤「温泉エネルギー活用加速化事業」である。国土交通省の3事業は、⑥「地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進」、⑦「環境対応車普及促進対策」及び⑧「モーダルシフト等推進事業」である。

i) 補助事業者は、交付要綱等に基づき各省に各種報告書を提出する必要があるが、未提出のもの、提出期限を遅延して提出されたものなどが4事業（注）で21事例みられた。

（注）環境省の上記①、②及び④、並びに国土交通省の上記⑧の事業

ii) 交付要綱等に基づき補助事業者が整備する必要のある補助金関係書類が未整備となっているものなどが6事業（注）で19事例みられた。

（注）環境省の上記②、③、④及び⑤、並びに国土交通省の上記⑥及び⑦の事業

iii) 交付要綱等に基づき、補助事業者が整備した設備に当該補助事業により整備した旨を明示する必要があるが、明示されていないものが2事業

(注) で2事例みられた。

(注) 環境省の上記②及び⑤の事業

## 【所見】

したがって、環境省及び国土交通省は、以下の補助事業について、補助事業者に対し、交付要綱等に基づく各種報告書類の提出、必要な台帳の整備等の適切な措置を講じさせること。

なお、当該事業に引き続いてエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に資する同種類似の事業を行う場合も同様である。

- ・ 地域グリーンニューディール基金事業（環境省）
- ・ 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（環境省）
- ・ 特殊自動車における低炭素化促進事業（環境省）
- ・ 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（環境省）
- ・ 温泉エネルギー活用加速化事業（環境省）
- ・ 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進（国土交通省）
- ・ 環境対応車普及促進対策（国土交通省）
- ・ モーダルシフト等推進事業（国土交通省）